

平成30年第1回弘前市教育委員会会議録

日時 平成30年1月12日(金)
午後2時30分
場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第1号 弘前市学校運営協議会規則案
議案第2号 弘前市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案
議案第3号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、
4番 佐々木 健 委員

◇欠席委員

5番 高木 恵美子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、教育政策課長 鳴海 誠、
学校づくり推進課長 三上 善仁、学務健康課長 中田 和人、
学校指導課長 木村 文宣、教育センター所長 石川 みどり、
生涯学習課長 戸沢 春次、博物館長 佐々木 健一、文化財課長 成田 正彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後2時30分 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成30年第1回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番 前田幸子委員と4番 佐々木健委員を指名いたします。会期は本日1日としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、議案が3件となっております。

・議案第1号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第1号 弘前市学校運営協議会規則案について、事務局から説明をお願いします。

○学校づくり推進課長（三上善仁） 議案第1号について説明します。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の規定に基づき弘前市立小学校及び中学校における学校運営協議会の設置に必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものです。

（以下、規則案の各条項について説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 第3条にある傍線の意味についてと、第4条の項目、学校運営に関する基本的な方針の承認という項目のなかで、学校運営と、学校経営をどのように使い分けているのかについて、また第5条の3にある、対象学校の校長の意見を聴取という言葉は、使い方として正しいのかについて伺います。

○学校づくり推進課長（三上善仁） 第3条については、「いち」でして、その前の部分の「2以上の」に対応したものです。第4条について、経営となると校長の意思が反映されたものと解釈しており、協議会としては、事務を淡々と進めていくということから運営に留めることを想定しています。第5条の3について、文科省から示された雛形の文言が「聴取」となっており、そのまま用いたものです。

○1番（九戸眞樹委員） 第6条の評価について、対象学校の運営状況について、評価の雛形を準備するのでしょうか。

○学校づくり推進課長（三上善仁） 今まで行っている評議委員会で行っているものを元に、ある程度学校に任せて評価をいただくこととしています。

○委員長（九戸眞樹委員） ほかにご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第1号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第1号は可決されました。

・議案第2号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第2号 弘前市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（中田和人） 議案第2号について説明します。提案理由は、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定に基づき、小中一貫教育を実施するため、改正しようとするものです。

来年度から小中一貫教育を行うわけですが、大きく学校の形態を分類すると、義務教育学校で小中一貫教育の基本形として一人の校長のもとで、教職員集団が一貫した教育課程を実施する、9年制の学校で行うものです。

もう一つが、弘前市で行う予定の、小中一貫型小中学校で、組織上独立した小・中学校が義務教育学校に準ずる形で一貫した教育を行うものです。

そこで規則に、小中一貫型小中学校で行うことを明記し、小学校は中学校併設型小学校、中学校は小学校併設型中学校という表記となります。

（以下新旧対照表により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第2号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第2号は可決されました。

・議案第3号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第3号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○教育センター所長（石川みどり） 議案第3号について説明します。教育委員会の附属機関の内、弘前市教育支援委員会の運営体制等の見直しに伴い、委員の構成を変更するため、所要の改正をしようとするものです。

（参考資料及び新旧対照表により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 新旧対照表に担任する事務とありますが、担当する事務ということなのでしょうか。また、委員の構成の中の、市立小学校又は中学校の教職員と訂正がありましたが、(3) 特別支援学校の場合には職員という表記でよろしいのでしょうか。

○教育センター所長（石川みどり） 文部科学省の雛形が担任という表記を使っております。

す。特別支援学校の場合は職員で問題ありません。

○委員長（九戸眞樹委員） ほかにご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第3号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第3号は可決されました。

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年第1回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時10分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐 々 木 健